

## 11月の税務カレンダー

国民健康保険税 第6期

個人事業税 第2期

長崎県・市ホームページより



## ETCのインボイス対応について

(週刊 税務通信より)

国税庁は、9月15日、ETCクレジットカードのETC料金(高速道路代金)の仕入税額控除に係るインボイスの保存対応で弾力的な措置を示した(No.3769 国税庁「お問合せの多いご質問」(9月15日掲載)問4。

これを踏まえ、「ETC利用照会サービス」等のウェブサイト上にて、実務上利用されている組合から交付を受けたETCクレジットカードの組合と組合員(高速道路の利用者)のインボイス対応が公表された。

### クレカ明細の保存で利用証明書の取得は道路会社ごとに1回でOK

ETCクレジットカード利用時の高速道路代金に仕入税額控除を適用するには原則、利用者がウェブ上の「ETC利用照会サービス」に登録し、インボイスとしてその全ての高速道路の利用分に係る「利用証明書」をダウンロードし取得・保存する事が必要だ。

全ての高速道路の利用に係る「利用証明書」を取得・保存することが負担となるため、クレジットカード会社から高速道路の利用内容が示された「クレジットカード利用明細書」(個々の高速道路利用に係る内容が判明するものに限る。取引日や取引内容、取引金額が分かる利用明細データ等を含む)を受領ごとに保存することで、「利用証明書」はその利用した高速道路会社等ごとに1回のみ習得し、併せて保存しておけば仕入税額控除が認められる。

例えば、西日本高速道路株を利用しその任意の1回分の「利用証明書」を取得・保存しておけば、その後同社の高速道路を利用した際に同社の「利用証明書」を取得する必要はないということだ。

### ETC料金のインボイス対応

カードの種類	インボイスとして保存するもの
ETCクレジットカード	全ての高速道路利用分に係る「利用証明書」(定期的に利用分を取得) ※ クレジットカード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」+利用した高速道路会社等の1回分の「利用証明書」の保存でもOK(「利用証明書」の取得は利用した高速道路会社等ごとに1回のみ)
ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局から送付される請求書
ETCコーポレートカード	高速道路会社等から送付される請求書

### ETCの利用証明書の取得方法

Webから利用できる「ETC利用照会サービス」にて登録後ダウンロード可能です。登録には、「メールアドレス」「ETCカード番号」「車載器管理番号」が必要になるので、あらかじめご用意ください。

**「ETC利用照会サービス」** <https://www.etc-meisai.jp/>

上記のサイトより「新規登録」からメールアドレスを入力後「仮登録」を行ってください。

登録したメールアドレスに「仮登録完了のお知らせ(ETC利用照会サービス)」というメールが届きます。本文中のURLをクリックし、本登録に進みましょう。

「ユーザーID」と「パスワード」を決めて、「ETCカード番号」「車載器管理番号」を入力します。

「秘密の質問」を設定し、本登録は完了となります。

再度、サイトからログインをして「利用証明書」のPDFをダウンロードできます。

最大で15か月前までさかのぼって確認することができます。

### <インボイスあれこれ!>

○10月1日時点で登録通知が未達(来ていない)の場合の売手の対応は?

- ・事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
- ・通知を受けるまでは通常の請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
- ・通知後に既に交付した請求書等の不足部分(登録番号等)を書類やメール等でお知らせする

○売手から登録通知が未達(来ていない)の場合の買手の仕入税額控除は?

- ・事後的にインボイスの交付を受ける(登録番号のお知らせ等を受ける)必要があります